

## IR整備法とそのプレーヤーに関する概説

弁護士 西川 昇大



弁護士

西川 昇大  
(にしかわ・しょうた)

〈出身大学〉  
京都大学法学部  
京都大学法科大学院

〈経歴〉  
2018年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(71期)  
大阪弁護士会登録  
弁護士法人中央総合法律  
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

## 第1 はじめに

近時、「IR関連法」や「カジノ法案」という言葉が話題になっています。これは、正式には「特定複合観光施設区域整備法」(以下、「IR整備法」といいます。)という法律を指し、平成30年7月20日に成立しました。

IRとはIntegrated Resortの略であり、カジノ施設だけでなくMICE(Meeting, Incentive tour, Convention, Exhibition)施設等の様々な誘客施設が一体となった総合的なリゾート施設である特定複合観光施設を意味します<sup>1</sup>。すなわち、IR整備法とは、カジノ施設のみに関する法律ではなく、カジノ施設を含む特定複合施設全体に関する法律です。

IRの整備は、(主に外国からの)観光や地域振興、雇用創出等の経済効果を生み出すことが期待され、その経済効果は3兆円を超えると試算されています。

本稿では、IR整備法とそのプレーヤーに関して、概説します。

## 第2 IR整備法の概要

## 1 IR整備法の目的

IR整備法の目的は、「健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資すること」とされています。

## 2 特定複合観光施設(IR)区域制度

まず、国土交通大臣がIR区域整備の基本方針を策定し(IR整備法5条)、その後、都道府県又は政令市(都道府県等)がこれに沿った実施方針を策定します(同法6条)。

次に、都道府県等が公募の後に選定した民間事業者と区域整備計画の共同作成及び認定申請をし、これに対して国土交通大臣がIR整備法の基準を満たすと判断したときは、区域整備計画を認定します(同法9条)。

最後に、認定を受けた都道府県等と民間事業者(IR事業者)は、国土交通大臣の認定を受け

て、実施協定を締結します(同法13条)。

## 3 カジノ規制

## (1) IR事業者に関する規制

IR事業者は、カジノ管理委員会の免許(有効期間3年・更新可)を受けたときは、カジノ事業を行うことができます(同法39条)。また、その他のカジノ事業関係者(主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等)についても、免許・許可・認可制とされます。

IR施設では、カジノ施設は1つと限定されるほか、その面積制限の対象部分及び上限値は政令等で規定されます。カジノ事業者には業務方法書・カジノ施設利用約款・依存防止規程・犯罪収益移転防止規程の作成が義務付けられ、免許申請時にはカジノ管理委員会による審査がされます。

## (2) 入場者に関する規制

非居住外国人を除く入場者には、連続する7日間で3回、連続する28日間で10回の回数制限があり(同法173条)、本人・入場回数の確認としてマイナンバーカードの公的個人認証が確認されます。

また、20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等が禁止されます(同法69条、173条)。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならない義務が課されます。

## (3) その他の規制

カジノ行為の種類及び方法、カジノ関連機器等、特定金融業務、業務委託契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等に関する規制があります。

## 4 入場料・納付金等

非居住外国人を除く入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3000円(合計6000円)が賦課されます。

カジノ事業者については、国庫納付金(カジノ行為粗収益(GGR)の15%及びカジノ管理委員会経費負担額)、認定都道府県等納付金(GGRの15%)の納付義務があります。

## 5 カジノ管理委員会

内閣府の外局としてカジノ管理委員会が設置されます。委員長及び4名の委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します。カジノ管理委員会は、カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等を行います。

## 6 施行期日等

公布日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行されます。また、最初の区域整備計画の認定日から起算して5年（ただし、認定区域整備計画の数については7年）を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置がとられます。

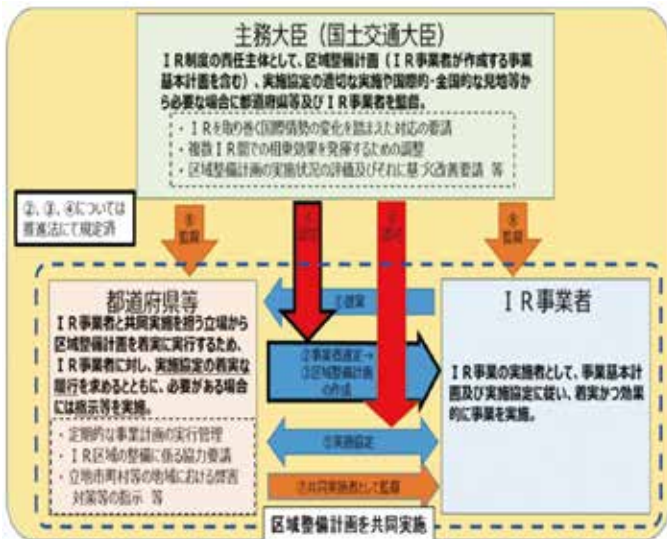
## 第3 IR整備法におけるプレーヤー

### 1 IR整備法に基づくプレーヤー

IR整備法に基づくプレーヤーとしましては、国、地方自治体、IR事業者、カジノ委員会などが挙げられます。

IR施設を設置・運営するIR事業者に対しては、①IR事業は一体性が確保された事業者（SPC等を含む）により経営されることとする「IR事業主体の一体性」と、②一群となったIR各施設を単一の区画に集約して設置することとする「IR施設の地理的一体性」の2つの原則が求められます。すなわち、IR整備法においては、事業者がカジノ施設だけを運営するということは許されず、IR施設を一体として運営する必要があります。

また、IR事業の監督につきましては、下記の図<sup>2</sup>のとおり、主務大臣である国土交通大臣が都道府県等及びIR事業者を監督します。



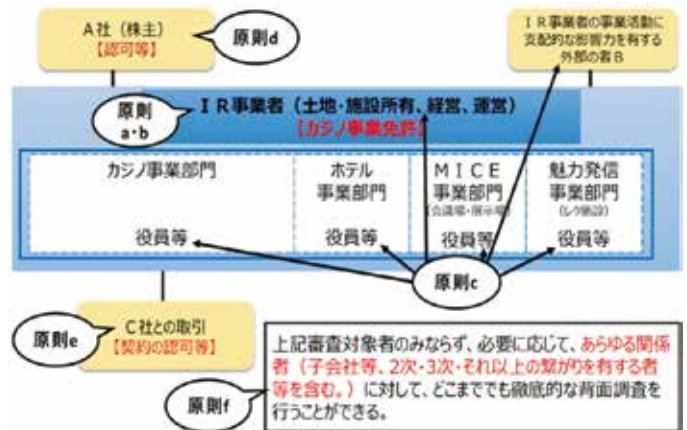
## 2 特定複合観光施設（IR）区域制度

IR整備法に関連するプレーヤーとしましては、IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方、カジノ関連機器製造業者、業務委託先、施設供用事業者、土地所有者、金融機関、投資家などが挙げられます。

### (1) IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方

IR事業者の株主・役員及び取引契約の相手方につきましては、下記の原則があります（下記の図表<sup>3</sup>参照）。

- 原則a：カジノ事業免許に基づく廉潔性確保と厳格な規制
- 原則b：カジノ事業免許の主体をIR事業者に限定
- 原則c：IR事業者やその役員のみならず幅広く関係者の廉潔性等を背面調査により審査
- 原則d：株主等について認可制等で規制
- 原則e：IR事業者が行う取引（委託契約を含む）についても認可制等で規制
- 原則f：カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施



### (2) IR事業者からの業務委託先

カジノ事業の運営については、第三者への委託は認められません。

他方、非カジノ事業については、IR事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約につき事前にカジノ管理委員会の認可がある場合に認められ（下記図表<sup>4</sup>参照）、認可を受けずに締結した契約には効力が生じません（IR整備法95条、認可の基準等につきましては、今後策定されると思われます）。

なお、今年の3月26日閣議決定されたIR整備法施行令では、IR施設内に客室総面積が10万平方メートル以上の巨大なホテルと基準を満たした国際会議場及び展示場を併設することが必須条件とされましたので、誘致を目指す自治体は、

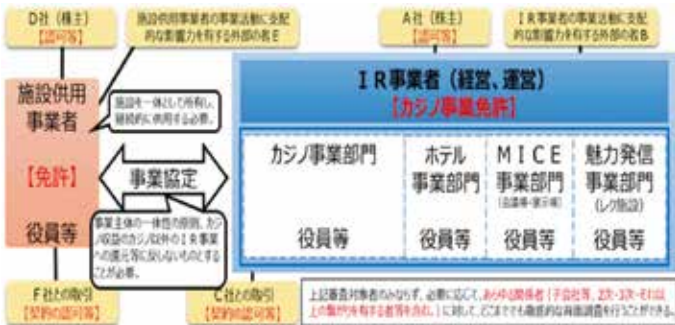


大型投資が可能な事業者との連携が不可欠となります。



(3) 施設供用事業者

施設供用事業者は、カジノ管理委員会からカジノ事業免許とは異なる施設供用事業免許を受ける必要があります(同法124条、下記図表<sup>5</sup>参照)。



(4) 土地所有者

施設所有の分離に関するスキームについては認可制とされます。

3 金融機関に対するIR関連法特有の規制

(1) 特定金融業務に関する規制

カジノ事業者が行う金融業務(特定金融業務)は、顧客の金銭の移動に係る為替取引業務<sup>6</sup>、顧客の金銭受入れ業務、顧客への金銭貸付け業務、顧客の金銭の両替業務からなります(IR整備法2条8項2号)。

保証金の供託義務や取立て規制等の資金決済法や貸金業法に類した規制のほか、特定金融業務がカジノ行為に付随した顧客へのサービスの範囲内で認められるものであることを踏まえ、金銭受入れにおける手数料受領・利息支払いの禁止(同法84条1項)や、金銭貸付けにおける一定額以上の金銭を預け入れている者<sup>7</sup>(非居住外国人を除く)以外への貸付の禁止、返済期間の上限規制(最長2か月)、利息禁止(同法85条1項ないし3項)等、特定金融業務独自の規制が設けられています。

(2) 金融機関に対する規制

ア クレジットカードの利用に関する規制

対象を限定した顧客への金銭の貸付け以外の与信は、原則として認められません(同法85条1項)。なお、外国人非居住者に対する貸付けは認められ、また、クレジットカードを利用したチップの購入についても、諸外国のカジノでも認めている例があること及び外国人旅行者の利便性向上の観点から認められます(同法73条9項)。

イ ATMの設置に関する規制

カジノ施設内におけるATMの設置を禁止するとともに、事業者による貸付けを規制する趣旨を徹底するため、カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていないATMに限りて設置を認めるべきであるとされています。

ウ 顧客に対する貸付け

カジノ事業者以外は特定金融業務をすることができないため、金融機関によるカジノ顧客への貸付けは想定されていません。

第4 おわりに

政府は、IRの整備区域の選定基準などを定める「基本方針」の公表を今夏の参院選後に先送りする意向を固めました。IR誘致に力を入れる自治体からは、早急に「基本方針」を策定及び公表するように求める声が広がっています。特に、大阪府では、大阪万博(2025年)までのIR開業を目指し、平成31年2月28日に大阪IR基本構想案が策定されるとともに、府市一体で推進する成長戦略としてIR誘致のための事業者選定の準備がされています。

日本の経済成長の鍵を握るIRが今後どのように創成されていくのか、その動向が注目されます。

1 IR整備法では、カジノ施設・国際会議場施設・展示施設等・我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による魅力増進施設・送客機能施設・宿泊施設から構成される一群の施設(その他、観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む。)であって、民間事業者により一体として設置及び運営されるものと定義されます。  
 2 特定複合観光施設区域整備推進会議「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。  
 3 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。  
 4 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。  
 5 同「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」より引用。  
 6 「銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める金融機関を介し、カジノ事業者の管理する当該顧客の口座と当該顧客の指定する預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務」をいいます。  
 7 シンガポールでは、自国民への貸付けは、10万シンガポールドル(約800万円)以上を預託する者に限定されています。